

2. 行 財 政 改 革

1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人一人のライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成30年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があると、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人一人の力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、…(略)…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…(略)…労働させることができる。

二 対象期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。（略））

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、…(略)…第三十二条の三から第三十二条の五まで…(略)…の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

2 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

子育てと仕事の両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、地方公務員の育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

<現状・課題>

生産年齢人口の減少により、労働力の確保や経済活動の減退が懸念される中、誰もが安心して働き続けられるよう、仕事と子育ての両立に向けた社会づくりが不可欠である。そのためには、子供が生まれた時だけでなく、子供の成長に合わせて、誰もがライフ・ワーク・バランスを実現させる必要がある。

こうした中、小学生の子どもを育てる親にとって、学童クラブの開所時間が保育所より短くなるといった、いわゆる「小一の壁」をはじめとする課題に直面しており、保護者に多様な選択肢を提供し、切れ目なく子育てと仕事との両立を支援していくことが求められている。

一方、地方公務員が利用可能な育児短時間勤務及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）において、対象となる子の年齢が「小学校就学前までの子」と定められているため、小学生の子を育てる親は利用できない。

都はこれまで、子育て中の職員が利用できる休暇等制度の見直しやテレワークの活用、時差勤務の拡大、フレックスタイム制の導入など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の推進に取り組んできたところであるが、職員の多様なニーズに応えるためには、現行法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、子育てと仕事の両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、働き方の選択肢を拡充し、全ての地方公務員が高い意欲を持ちながら、自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現し、子の小学校就学以降も切れ目なく、子育てと仕事との両立を支援する観点から、育児短時間勤務及び部分休業について、少なくとも小学校就学後も対象となるよう、子の年齢の拡大に向け、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

参 考

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（抄）

（育児短時間勤務の承認）

第十条 職員（略）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（略）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（略）ができる。（略）

（部分休業）

第十九条 任命権者（略）は、職員（略）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（略）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（略）を承認することができる。

○ 「育児短時間勤務」及び「部分休業」の制度概要

① 「育児短時間勤務」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務の形態のうち職員が希望する日及び時間帯において、短時間勤務をすることができる制度
- ・ 勤務の形態は次のいずれかの形態
 - ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が週休日）
 - (ア) 1日3時間55分×5日（週19時間35分）
 - (イ) 1日4時間55分×5日（週24時間35分）
 - (ウ) 1日7時間45分×3日（週23時間15分）
 - (エ) 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）

イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務

② 「部分休業」

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度

3 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局)

- (1) 物価高騰は全国的な課題であるため、主として国が一元的に対策を講じるべきであるが、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政措置に当たっては、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 定額減税の実施に際しては、個人住民税の減収分の全額を地方特例交付金で措置するとともに、地方において生じるシステム改修費や事務負担の増大に対しても、全ての自治体において財政負担が一切生じることのないよう、国の責任において確実に財源を確保すること。

<現状・課題>

燃料費や物価高騰の影響が長期化する中、国と地方自治体は、引き続き、物価高騰等の影響から国民生活や事業活動を守るための取組を進めていかなければならない。

物価高騰は全国的な課題であるため、国民生活や社会経済活動の基盤となる電気やガス、燃料油などの価格の安定に向けた対策などは、主として国が一元的に行うべきであるが、地方で対応すべきと整理した場合は、対策の実施に当たり必要となる財源を、国が責任をもって確実に措置するべきである。

財政措置を講じる際は、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、各自治体の財政需要を的確に反映した上で、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援が必要である。

特に東京は、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数が多く、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用

いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

また、令和5年11月2日に公表された国の総合経済対策において、所得税・個人住民税の定額減税を実施し、個人住民税の減収分については、全額国費で補填する方針が示されたところである。国の政策に基づく減税については、国の責任において実施すべきであり、全ての自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保するとともに、地方において生じるシステム改修費や事務負担の増大に対し、適切な財政措置を講じるべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 物価高騰は全国的な課題であるため、主として国が一元的に対策を講じるべきであるが、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政支援に当たっては、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 定額減税の実施に際しては、個人住民税の減収分の全額を地方特例交付金で措置するとともに、地方において生じるシステム改修費や事務負担の増大に対しても、全ての自治体において財政負担が一切生じることのないよう、国の責任において確実に財源を確保すること。

4 デジタルの力を活用した社会変革に向けた取組

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 国や地方公共団体のみならず、民間を含めたシステム間連携が円滑に進むよう、ベース・レジストリの整備及び普及に向けた取組を推進すること。
- (2) マイナンバーカードの利活用を更に促進するため、マイナポータルやアプリの早期改善を実施すること。
- (3) 住民ニーズに即したデジタル活用施策を早期に展開するために、国の諸手続の見直しを行うこと。

<現状・課題>

日本は、今後、人口減少による働き手の減少が想定されており、それは公務の担い手も例外ではない。一方で、社会の成熟に伴い、都民のニーズは多様化・複雑化しており、これまでと同様のやり方では、行政に求められるサービスの水準を維持することは困難である。

デジタルには、スピードアップ、スケールアップ、クオリティアップという力があり、デジタルの力を最大限発揮し、行政サービスのあり方に大きなイノベーションを引き起こすことで、都民一人ひとりのニーズに合ったきめ細かなサービスをタイムリーに届けることが可能となる。

都は、令和5年9月に「東京デジタル2030ビジョン」を公表し、組織ごとや自治体ごとの個別のデジタル化ではなく、新たな発想でオール東京でのデジタルのあり方を提言し、一人ひとりに最適化されたサービスを行政の垣根を越えてタイムリーに届けるための変革に挑んでいる。

「東京デジタル2030ビジョン」では、プッシュ型の行政サービス提供に向け、先行して制度レジストリの試行・整備を進めていく予定であり、2030年代までに、一人ひとりのニーズに応じた最適なサービスを組み合わせ提供していくことを目指している。

プッシュ型サービスを普及させ、国民の利便性を向上させるには、全国レベルでのベース・レジストリの整備と行政の垣根を超えた情報連携が必要である。国においては、その実現に向けて、ベース・レジストリ整備における各行政機関の役割分担、データ共有のための法的根拠の整備、実現に向けた工程表の策定などについて速やかに具体化を進めるべきである。

また、地方自治体が行う給付サービスは世帯年収など生計を同一にする世帯単位に給付が行われることが多い。さらに、新生児を含め一定の年齢に達しない被養育者に関する手続については養育者による代理登録等が必要となるが、マイナポータル上で家族関係や同一生計者の情報が確認できず、自治体の本格利用の妨

げとなっている。

加えて、現状では、マイナポータルアプリをインストールしていても、何の手続についてどのような申請が必要なのか、利用者が都度ログインしないと把握することができない、いわゆるプル型の仕組みになっている。

都は、都民や事業者の利便性向上の観点から、プッシュ型行政サービス等の実装に向けた取組を推進しているが、現状では、自治体が独自利用事務を追加する際には、個人情報保護委員会への届出を行うと共に、マイナンバー条例の改正を行う必要がある。今後はマイナンバーの利活用拡大が見込まれることから、国は、マイナンバーの利用により自治体に過度な制約や負担が生じないように、届出の受付期間が限定され利用開始までに時間を要する現状について改善を図るとともに、独自利用事務に関する手続の簡素化についても早急な検討をすべきである。

また、住民票など区市町村の保有情報を都の独自利用事務で新たに活用するためには、J-LISのシステム（中間サーバ）を介したデータ連携が必要となるが、情報連携時に取得可能なデータ量の制限により、情報の一括更新に支障をきたす場合や、新たに情報連携を開始する際に、特定個人情報保護評価の公表やシステム改修が必要になる場合があるなど、長い調整期間を要している。

国は、令和5年10月に設置されたデジタル行財政改革会議において、デジタル行財政改革が目指す社会課題の解決に向けて、規制・制度改革等と組み合わせ、デジタル技術の社会実装等を進めるための支援策等を検討するとしている。

自治体間や民間とのマイナンバー情報連携など、個人情報を含む情報の連携・相互利用に係る制度的な制約や技術的課題を解消し、接続の自由度向上を図るとともに、データ連携などの技術的な実装に関する国側のワンストップ窓口を設置するなど、マイナンバーおよびマイナンバーカードを活用した新サービスの立案から実装までの時間短縮を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国や地方公共団体のみならず、民間を含めたシステム間連携が円滑に進むよう、国が中心となり、行政が保有する社会基盤データ（ベース・レジストリ）の整備を強力に進めていくとともに、その普及に向けた取組を推進すること。特に、各行政機関でデータを共有するための根拠、ベース・レジストリ整備における各行政機関の役割分担、法令における位置付けなどについて速やかに具体化に向けた取組を推進すること。
- (2) マイナンバーカードの利活用を更に促進するため、マイナポータルにおける家族関係や同一生計者の情報の付与や、マイナポータルアプリにおけるプッシュ通知機能の活用など、早期改善を図ること。
- (3) 都民や事業者の利便性向上を目的とした自治体におけるマイナンバーの独自利用においては、国への届出に要する時間や事務処理などについて、自治体に過度の制約や負担が生じないように制度や手続の見直しを行うこと。
- (4) 自治体間や国及び民間とのマイナンバーを含む個人情報の情報連携を新たに行う場合にも、国への手続に要する時間や事務処理などについて、自治体に過度の制約や負担が生じないように制度や手続の見直しを行うとともに、技術的な課題の解消に向けた措置を講じること。

5 自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画に基づく取組に対する支援

（提案要求先 デジタル庁・総務省）
（都所管局 デジタルサービス局）

- （１）「自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」（以下「自治体D X推進計画」という。）に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。
- （２）統一・標準化を進めていくに当たっては、デジタル基盤改革支援補助金の上限を設けず、区市町村に対する必要な財源を措置すること。
- （３）標準準拠システムへの移行については、区市町村の過度な負担とならないよう、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム」の適用を速やかに行うとともに、大都市特有の事務を有する区市町村の状況を踏まえた柔軟な移行完了期限の設定など、必要な措置をとること。
- （４）ガバメントクラウドの運用に当たっては、現在の運用経費等の縮減が実現できるよう、利用料の引下げなど、必要な措置をとること。
- （５）区市町村の移行作業の実施に当たって開発事業者等が確保できず、国が定める期限内に標準準拠システムへの移行ができなかった場合においても、デジタル基盤改革支援補助金の全額返還等が求められないよう措置すること。

<現状・課題>

地方自治体においては、令和４年９月に国が改定した「自治体D X推進計画【第２．０版】」に基づき、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、

住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。

都が令和4年度に実施した区市町村に対するアンケート・ヒアリング（以下「アンケート等」という。）によると、計画に基づく取組を着実に推進するに当たり、今後のスケジュールの詳細など、より具体的な情報を求める意見があがっている。

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとする」などの見直しを図ったが、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム」の適用を速やかに行うことや、柔軟な移行完了期限の設定など、区市町村の負担軽減をさらに図る必要がある。

また、制度所管府省庁より、令和5年3月までに各種標準仕様書が公表又は改定されたことを受け、一層、業務担当部門を含む全庁的な連携の下で取組を推進していくことが求められているところであるが、業務担当部門の主体的な取組につなげるために、制度所管府省庁からの個別の具体的な説明を求める意見もある。

こうした課題の解決に資するため、国としても情報政策所管省庁が今後の取組スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標準化・共通化の取組については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促すなど、情報共有等の取組の強化を図るべきである。

また、国は、国が整備する共通的な基盤を提供する複数のクラウドサービスの活用に向けた標準準拠システムへの移行や申請管理システム導入に係る経費等について、地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を設け、当該基金を通じて地方自治体に対し、財政支援（デジタル基盤改革支援補助金）を行っているが、アンケート等によると、依然として多くの地方自治体から支援の拡充を求める意見があった。地方自治体におけるDXを推進するに当たり、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化は一体となって取り組む必要があることから、これらの経費については地方自治体ごとの取組に差が生じることがないように、人口規模に応じた補助基準額の上限の設定を見直すとともに、対象事業に係る経費を全額補助とするべきである。

なお、国において、令和3年度から令和4年度にかけて実施した先行事業として、8市町の基幹業務等システムについて、ガバメントクラウド利用の検証を実施したが、ガバメントクラウドに移行してコスト増となるケースも見られ、利用料の引下げなどの措置も必要である。

さらに、「デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）に関するQ & A（第5版）」では、「正当な理由なく令和7年度までの移行ができなかった場合には、交付決定の取消しや補助金の返還等が必要となる場合がある」とされているが、開発事業者等が確保できず、国が定める期限内に標準準拠システムへの移行ができなかった場合においても、補助金の返還等が求められることが懸念されており、全額返還等が求められないよう措置するべきである。

< 具体的要望内容 >

- (1) 地方自治体が計画に沿って着実に取組を推進できるよう、情報政策所管省庁が今後の取組スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標準化・共通化の取組については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促すなど、地方自治体の計画的な取組を支援すること。
- (2) 統一・標準化を進めていくに当たっては、地方自治体ごとの取組に差が生じることがないように、人口規模に応じた補助基準額の設定を見直すとともに、デジタル基盤改革支援補助金の上限を設けず、区市町村に対する必要な財源を措置すること。
- (3) 標準準拠システムへの移行については、稼働予定時期が集中することにより、区市町村の過度な負担とならないよう、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム」の適用を速やかに行うとともに、大都市特有の事務を有する区市町村の状況を踏まえた柔軟な移行完了期限の設定など、必要な措置をとること。
- (4) ガバメントクラウドの運用に当たっては、ガバメントクラウド先行事業の検証も踏まえ、現在の運用経費等の縮減が実現できるよう、利用料の引下げなど、必要な措置をとること。
- (5) 令和7年度までの統一化・標準化に向けた区市町村の移行作業の実施に当たり、移行作業が集中し開発事業者等が確保できず、国が定める期限内に標準準拠システムへの移行ができなかった場合においても、デジタル基盤改革支援補助金の全額返還等が求められないよう措置すること。